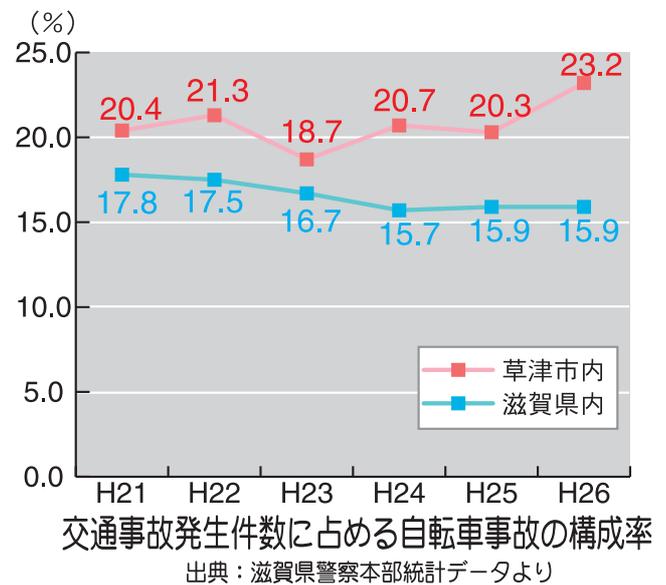
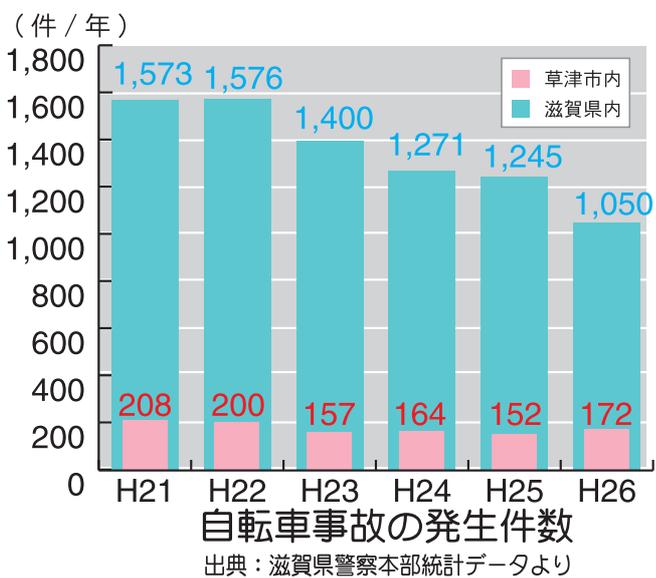


2. 自転車事故の現状

自転車は、私達にとって大変身近な乗り物です。健康の増進や地球温暖化への寄与、そして自動車に比べて家計にもやさしい乗り物です。また、自動車のように運転免許証を必要としないことから、小さなお子様から高齢者まで様々な年齢の方が、いつでもどこでも気軽に利用することができます。

草津市は、平坦な土地が多い地形で、企業や大学もあることから、通勤、通学、買い物などの移動手段として、自転車の利用割合が高い地域であります。一方で、自転車に関係する交通事故が多く発生している地域でもあります。下のグラフは、滋賀県と草津市の自転車による交通事故の発生件数を示したものです。

滋賀県全体では、自転車による事故の発生件数は減少傾向にありますが、草津市では横ばいとなっています。また、交通事故発生件数に占める自転車の構成率は高くなっています。このことから、自転車が危険な乗り物であることを十分に理解した上で、交通ルールやマナーを身につける必要があります。



3. 自転車に関わる基本的なルールと道路交通法改正

自転車を利用する時に守るべき基本的なルールとして「自転車利用安全五則」があります。また、平成27年6月1日施行の道路交通法改正により、自転車の通行ルールは大きく変わり、悪質な自転車利用者に対する対策が強化されました。

自転車に関係する事故は、利用者が被害者になるだけでなく、加害者になることもあります。自転車の利用者が交通事故を起こさずに安全な行動がとれるよう、交通ルールやマナーをしっかりと身につける必要があります。

自転車利用安全五則について

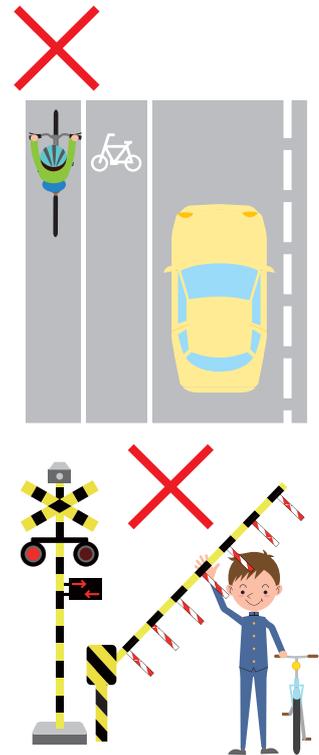
(平成19年7月10日交通対策本部決定)

1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外
2. 車道は左側を通行
3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
4. 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認等
5. 子どもはヘルメットを着用

平成27年6月1日の道路交通法の改正により、自転車の安全対策が大きく変わりました。主に自転車の交通ルール違反や自転車での悪質な運転者への対策強化が盛り込まれており、自転車の運転者（適用されるのは14歳以上）に対して「自転車運転者講習」受講義務の対象となる14項目の危険行為が定められました。違反者は、3年以内に2回以上の危険行為を繰り返すと、自転車運転者講習（講習時間3時間、講習手数料5,700円）を受講しなければなりません。受講命令に従わなかった場合は、5万円以下の罰金が課せられます。

<危険行為（14項目）>

1. 信号無視
2. 通行禁止道路（場所）の通行（道路標識などで自転車の通行が禁止されている道路（場所）を通行すること）
3. 歩行者用道路での歩行者妨害（自転車の通行が認められている歩行者用道路を通行する際、歩行者に注意を払わず徐行しないで通行すること）
4. 歩道通行や車道の右側通行等（歩道を通行したり、道路の右側を通行すること）
5. 路側帯通行時の歩行者妨害（自転車の通行できる路側帯で歩行者の通行を妨げるような速度と方法で通行すること）
6. 遮断踏切立ち入り（遮断機が閉じている、閉じようとしている又は警報器が鳴っている踏切に立ち入ること）
7. 左方車優先妨害・優先道路車妨害等（信号のない交差点などで左からくる車両や優先道路などを通行する車両の進行を妨害し、交差点に入るときに徐行しないこと）
8. 右折時、直進車や左折車への通行妨害（交差点を右折するときに直進や左折しようとする車両等の進行を妨害すること）
9. 環状交差点での安全進行義務違反等（環状交差点で交差点内の車両の進行を妨害したり、交差点に入るときに徐行しないなど）
10. 指定場所一時停止違反（一時停止標識を無視して交差点に進入したり、交差道路を通行する車両の進行を妨害すること）
11. 歩道通行時の通行方法違反（歩道の車道寄りの部分や通行指定部分を徐行しなかったり、歩行者の通行を妨害しそうなのに一時停止しない違反）
12. 制動装置（ブレーキ）不良自転車運転（ブレーキ装置がなかったりブレーキが利かない又は壊れた自転車を運転すること）
13. 酒酔い運転（酒に酔った状態で自転車を運転する行為）
14. 安全運転義務違反（ハンドルやブレーキ等を確実に操作せず、また他人に危害を及ぼすような速度や方法で運転すること）
※傘さし運転や携帯電話・スマホ等を操作しながらの運転で事故を起こした場合も安全運転義務違反になることがあります。



危険な行為をする自転車利用者への対策が厳しいものとなっています！
中学生でも14歳以上の人が対象となります。

